

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第705号

2015年(平成27年)3月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

社会保障・税番号制度導入に伴う藤沢市個人情報の保護に関する  
条例の一部改正について(答申)

2015年1月14日付けで諮問(第705号)された社会保障・税番号制度導入に伴う藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について、別紙のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第53条第2項の規定による個人情報保護制度の運営に関する重要事項としての条例の一部改正については、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

社会保障・税番号制度導入に伴う藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正に係る実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

社会保障・税番号制度の効率性及び透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現のため、2013年(平成25年)5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」が制定され、社会保障・税番号制度が導入されることとなった。これに伴い、2015年(平成27年)10月には国民一人ひとりに「個人番号」が付番されることとなる。

「個人番号」の不正な利用等が行われた場合、個人のプライバシー等の侵害に繋がるおそれがあるため、番号法では個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」と定義したうえで、それ以外の個人情報よりも厳格な保護措置を講じている。

地方公共団体については、番号法第31条において、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、また、その特定個人情報を本人が確認できるようにするため、必要な措置を講じなければならない旨が規定されている。

これは、番号法にて書き起こしの条文形態で規定されるものについては地方公共団体が条例を制定せずとも、等しく及ぶこととなる一方、

番号法第29条及び第30条にて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。（以下「行政機関個人情報保護法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。「以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の読替えとして規定されたものについては、その趣旨に沿って地方公共団体が、条例の改正をする等の措置を行う義務が生じることを示している。

このため、条例における特定個人情報の取扱い等について、番号法の規定に対応した改正を行う必要があることから、条例第53条第2項の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に対し、諮問するものである。

## (2) 改正事項

### ア 用語の定義（条例第4条）

番号法第31条で規定された必要な措置は、特定個人情報を対象としているため、「個人番号」、「特定個人情報」、「情報提供等の記録」等を条例においても規定する。

### イ 特定個人情報の目的外利用の制限（条例第12条）

番号法第29条の規定の趣旨に沿い、特定個人情報のうち「情報提供等の記録以外の特定個人情報」の目的外利用を禁止する旨を規定する。

ただし、「人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき」は除く。

### ウ 開示・訂正・利用停止請求の権利（条例第20条、第23条、第33条、第34条、第38条）

(ア) 番号法第29条の規定の趣旨に沿い、特定個人情報のうち「情報提供等の記録を除く特定個人情報」に関する開示・訂正・利用停止請求できる者を本人、法定代理人、任意代理人に認める旨を規定する。

なお、利用停止請求については、利用制限に対する違反、収集制限・保管制限に対する違反、ファイル作成制限に対する違反及び提供制限に対する違反についても認める旨を規定する。

(イ) 番号法第30条の規定の趣旨に沿い、特定個人情報のうち「情報提供等の記録」に関する開示・訂正請求できる者を本人、法定代理人、任意代理人に認める旨を規定する。

なお、利用停止請求については認めない旨を規定する。

### エ 他の法令等による開示の実施との調整（条例第42条）

他の法令による開示の実施との調整規定について、特定個人情報は適用除外とする旨を規定する。

### オ 開示・訂正時の移送を行わないこと（第29条及び第40条）

番号法第30条の規定の趣旨に沿い、特定個人情報のうち「情報

提供等の記録」については，開示・訂正決定に際し他の機関への移送を認めない旨を規定する。

カ 訂正の通知先（条例第39条）

番号法第30条の規定の趣旨に沿い，訂正については，総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知する旨を規定する。

キ 特定個人情報保護評価の第三者点検に関する藤沢市個人情報保護制度運営審議会の所掌事務の追加（条例第53条）

番号法第26条，第27条，特定個人情報保護評価規則（平成26年4月20日施行），特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日公表，4月20日適用）に基づく特定個人情報保護評価における点検を行う第三者をより明確にするため，藤沢市個人情報保護制度運営審議会の所掌事務に，特定個人情報保護評価の第三者点検に関することを規定する。

(3) 施行予定年月日

2015年（平成27年）10月1日

(4) 提出資料

ア 資料1 藤沢市個人情報の保護に関する条例新旧対照表案

イ 資料2 藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則新旧対照表案

ウ 資料3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) 用語の定義（条例第4条）について

番号法第2条では「特定個人情報」及び「情報提供等記録」を定義しているが，同法第31条で規定された必要な措置は，特定個人情報を対象としているため，条例第4条においても「特定個人情報」及び「情報提供等記録」を規定するべきである。

(2) 特定個人情報の目的外利用の制限（条例第12条）について

番号法第19条では，情報提供等記録以外の特定個人情報については，「人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合において，本人の同意があり，又は本人の同意を得ることが困難であるとき」を除き，目的外利用を認めていない。また，情報提供等記録については目的外利用を一切禁止している。

このため，条例第12条から特定個人情報を除外し，特定個人情報の利用の制限につき新たに第12条の2を設け，また，特定個人情報の提供の制限において，新たに第12条の3を設け，番号法と同様の趣旨を規定するとともに，藤沢市個人情報保護制度運営審議会への諮問及び本人通知につき現行の条例と同様の規定を整備するべきである。

(3) 開示・訂正・利用停止請求の権利（条例第20条，第23条，第33条，第34条，第38条）について

ア 番号法が開示請求権者の範囲を広げたことに合わせ，条例第20条においても特定個人情報に係る開示請求権者を未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人としたため，本人の委任による代理人による請求がなされた際，本人が利益相反を訴えた場合に非開示にし得ることができる旨を第23条に規定すべきである。

イ 番号法では，情報提供等記録以外の特定個人情報は，同法第20条の規定に違反して収集され，若しくは保管され，又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている場合について利用停止請求を認めている。また，情報提供等記録の利用停止請求は認められていない。

このため，利用の停止等を請求する権利を定めている条例第33条及び訂正等の請求に対する決定等を定めている条例第38条においても，番号法と同様の趣旨を規定すべきである。

ウ 番号法では，情報提供等記録以外の特定個人情報は，同法第19条の規定に違反して特定個人情報の利用がなされた場合について目的外利用等の差止め等の請求を認めている。

このため，目的外利用等の差止め等を請求する権利を定めている条例第34条においても，番号法と同様の趣旨を規定すべきである。

(4) 他の法令等による開示の実施との調整（条例第42条）について

実施機関では，他の法令等による開示の実施との調整について，次のように述べている。

番号法では，他の法令による開示の実施との調整規定について，特定個人情報は適用除外とする旨を規定しているため，条例第42条においても同様の規定とする。

以上のことから判断すると，条例第42条の規定に係る改正案は妥当であると認められる。

(5) 開示・訂正時の移送を行わないこと（第29条及び第40条）について

実施機関では，開示・訂正時の移送を行わないことについて，次のように述べている。

番号法第30条の規定の趣旨に沿い，特定個人情報のうち「情報提供等の記録」については，開示・訂正決定に際し他の機関への移送を認めない旨を規定する。

以上のことから判断すると，条例第29条及び第40条の規定に係る改正案は妥当であると認められる。

(6) 情報提供等記録の訂正の通知先（条例第39条）について

番号法では，情報提供等記録について，訂正請求に従い訂正を実施したときは，総務大臣，情報照会者及び情報提供者に通知すると規定

している。このことから，条例第39条第2項から情報提供等記録を除外し，新たに同条第4項を設け，同項において番号法と同様の趣旨を規定するべきである。

(7) 特定個人情報保護評価の第三者点検に関する藤沢市個人情報保護制度運営審議会の所掌事務の追加（条例第53条）について

実施機関では，特定個人情報保護評価の第三者点検に関する藤沢市個人情報保護制度運営審議会の所掌事務の追加について，次のように述べている。

番号法第26条，第27条，特定個人情報保護評価規則（平成26年4月20日施行），特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日公表，4月20日適用）に基づく特定個人情報保護評価における点検を行う第三者をより明確にするため，藤沢市個人情報保護制度運営審議会の所掌事務に，特定個人情報保護評価の第三者点検に関することを規定する。

以上のことから判断すると，条例第53条の規定に係る改正案は妥当であると認められる。

以上の趣旨を踏まえた別紙の条例一部改正案は妥当であると認められる。

以 上